

○宇城広域連合消防用無線通信運用規程

平成19年4月1日 宇城広域連合訓令第45号

平成26年3月25日 宇城広域連合訓令第8号

(趣旨)

第1条 この規程は、火災、地震、風水害、救急、救助事故及びその他の災害（以下「火災等の災害」という。）の発生に際し、宇城広域連合の消防用無線通信の運用を合理的に運用するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 基地局 車載型移動局又は可搬型移動局及び携帯型移動局とデジタル通信を行うため、陸上に開設する移動しない無線局をいう。
- (2) 車載型移動局 自動車その他陸上を移動するものに開設して使用する無線局で携帯型移動局以外のものをいう。
- (3) 可搬型移動局 可搬可能な移動局で、基地局無線装置を介し、通信指令課に設置された無線統制台、指令台等と音声通信またはデータ伝送を行う。指揮隊車両に積載し、災害現場に可搬し、開設して使用する無線局をいう。
- (4) 携帯型移動局 移動局のうち消防隊員が携帯して使用するため開設する無線局をいう。
- (5) 署活系無線局 消防隊員が携帯して、災害現場の範囲内で、消防隊員間での通信を行うアナログ方式の無線局をいう。

(通信種別)

第3条 消防通信は、通信内容の緩急と重要度に応じて緊急通信及び通常通信の2種とする。

- 2 緊急通信は、出火報等、予告指令、出場指令、応援要請、応援命令、指揮命令及び現場報告に区分する。
- 3 通常通信は、連絡、情報及び訓練に用いるものとする。

(優先順位)

第4条 緊急通信は、通常通信に優先するものとする。

- 2 緊急通信及び通常通信相互間の通信順位は、次によるものとする。

- (1) 緊急通信相互間の通信が競合する場合
 - ア 予告指令
 - イ 出場指令
 - ウ 出火報等
 - エ 応援要請

オ 応援命令

カ 指揮命令

キ 現場報告

(2) 通常通信相互間の通信が競合する場合

ア 連絡情報通信

イ 訓練通信

(3) 前項及び前2号に定める優位の通信は、劣位の通信を中断して行わなければならない。

(一斉通報)

第5条 通信指令課において、2以上の署及び分署又は消防部隊に対して同時に通報する緊急通信は一斉指令とし、通常通信は一斉呼出しを用いて行うものとする。

(無線局の開局及び閉局)

第6条 無線局の開局は、次によるものとする。

(1) 通信指令課及び基地局は、常時開局しておくこと。

(2) 車載型移動局・可搬型移動局又は携帯型移動局及び署活系無線局は、災害出場、業務出向、訓練又は試験等を実施するときに開局すること。

(3) 車載型移動局・可搬型移動局又は携帯型移動局及び署活系無線局は、帰署や試験等が終了した時は閉局すること。

(携帯局の運用原則)

第7条 携帯局は、火災等の災害現場指揮者の命令伝達を優先するものとする。

(通信指令課の監視)

第8条 通信指令課は、常時移動局等の通信状況を監視し、無線通信の適正と能率的運用を図らなければならない。

2 通信指令課は、前項に定めるもののほか、部隊運用上必要と認めるときは、移動局等の通信を停止させることができる。

(通信統制)

第9条 通信統制は、次に掲げる2区分とし、通信内容の制限等については、別に定める。

(1) 第1統制

火災等の災害が発生し、通信がふくそうし、又はふくそうが予想され通信統制する必要があると認められる場合

(2) 第2統制

大規模な火災等の災害が発生し、又は同時に多数の火災等が発生し、若しくは発生のおそれがあり強力な通信統制をする必要があると認められる場合

2 前項の通信統制は、指揮本部が行うものとする。

3 携帯無線通信統制は、第1項に準じて指揮本部が統制局を指定して行うものとする。

（出動後の通信確保）

第10条 署及び分署においては、所属消防隊等が出場をした後において通信を確保しておかなければならない。

2 前項により難い事由があるときは、直ちにその旨を指揮本部に通報しなければならない。

（目的外使用禁止）

第11条 無線局は、目的外に使用してはならない。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日宇城広域連合訓令第8号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

1 通信連絡の設定 (基地局、陸上移動局、携帯局)

区分	通信方法	注意事項
一般	1 自局の呼出名称 1回 2 「から」 3 相手局の呼出名称 又は「各局」 1回	1 呼出し前の注意 呼出しは、他の通話に混信を与えないことを確かめてから行うこと。 他局が通信中のときは、その通信が終了してから行うこと。
緊急通話	1 「至急」 3回以下 2 自局の呼出名称 1回 3 「から」 1回 4 相手局の呼出名称 1回	2 各局の呼出しを行う場合は、「現場」「〇〇隊」「〇〇分隊」等を適宜冠称してよい。 3 至急通話の優先取扱い (1) 割込通話 至急通話は、普通通話中に割り込んで行うことができる。ただし、必ず電波の切れ目に割り込まなければならない。 (2) 普通通話の中止 緊急、割込みを聴取した普通通話中の無線局は、直ちに通話を中止しなければならない。
通話感度及び明瞭度を表わす用語	○メリット1 雑音の中にかすかに通話らしいものが聴こえる程度 ○メリット2 雑音が多く、話もゆがんで何回も繰り返して話に通じる程度 ○メリット3 雑音ひずみは多少あるが、割合容易に通話ができる。 ○メリット4 雑音は多少残るが、十分明快な通話ができる。 ○メリット5 雑音が全くなく、非常に明快に通話ができる。	

2 通話要領（基地局、陸上移動局、携帯局）

	通 信 方 法		注 意 事 項
通 話	1 送信 相手局が応答したときは、直ちに通話を行うこと。 2 用語 通話の用語は、できるだけ簡潔にすること。 3 送話速度 送話の速度は、通常の会話における速度を標準とする。ただし、送話内容又は相手局の受信状態により、適宜調整すること。 4 通話時間の制約 通話が20秒以上にわたるときは、緊急割込み等を容易にするため、約20秒ごとに2～3秒間電波の発射を中止すること。 5 難解な字句等の説明 通話内容のうち、人名、地名、数字及び難解な字句については、必要部分の説明若しくは漢字説明又は異なった表現を用いる等、相手局の受信を容易にするように努めること。 6 返信を求める用語 相手局に返信を求めるときは、通話の次に「どうぞ」1回を付すること。		
通 信	統 制 局	1 「0時0分」 1回 2 自局の呼出名称 1回	1 統制局の解信で、重要通信は時刻の記録を必要とするとき以外は、一般の方法によること。 2 2局以上に対する通話の解信は、応答の場合に同じ。 3 通信にそご（食い違い）を生ずるおそれのない場合は、自局を省略し、「了解」のみでもよい。
	一 般	1 自局の呼出名称 1回 2 「了解」 1回	
再 送 の 重 送 要 求	全 部 分 又 は 大 部 不 明 の と き。	1 「かさねて」 1回 2 「どうぞ」 1回	一部不明の場合の再送要求は「氏名のみどうぞ」又は「番地のみ」等適宜簡素な語句を用いること。
	一 部 不 明 の と き。	2 「どうぞ」 1回	

解信の要求		1 受信局の呼称名称 2 「了解」 1回 3 「どうぞ」 1回	1 解信を要求する場合は、通話終了後5秒上経過しても受信局が解信しないとき行うこと。 2 呼出名称の省略は、解信の場合と同じ。
通話の終了		「以上」又は「終わり」	1 出向、帰署、現場到着等連絡内容の定まっている通信のときは、省略してもよい。
緊急中断通信による通信の再開	統制局が受信局のとき。	改めて通信の設定した後 「続けて送る」 1回 同上 「続けて送れ」	1 相手局が統制局の場合は、統制局の呼出しを待つて再開すること。 2 相互通信の場合は、送信局が再開呼出し局となる。
試験通信	通常試験の通信	1 「ただいま試験中」 1回 2 「こちらは」 1回 3 自局の呼出名称 1回 4 「本日は晴天なり」 10秒以内	1 試験電波の発射中止 試験電波の発射中止、他の無線局からの中止要求があったときは、直ちに中止すること。 2 試験用語 試験電波を発射する場合に使用する語は、「本日は晴天なり」以外を使用しないこと。
	自局感明度を要求する場合	1 通信の設定 2 「ただいま試験中」 3 「こちらは」 1回 4 自局の呼出名称 1回 5 「本日は晴天なり」 10秒以内 6 「(自局の呼出名称)の感度いかが」 1回 7 「どうぞ」	